



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 岡 山 製 紙
代 表 者 名 代表取締役社長 津川 孝太郎
(コード番号 3892・JASDAQ)
問 合 せ 先
役職・氏名 取 締 役 妻 鹿 徹
 総 務 経 理 部 長
電 話 (086-262-1101)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単子を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 12 月 1 日（金曜日）

（ご参考）平成 29 年 12 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単子も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(<u>新設</u>)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第7条の変更は、平成29年12月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生日までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は第7条の変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

(3) 効力発生日

平成 29 年 12 月 1 日(金曜日)

以 上